

## 第1 監査対象及び期間

危機管理局	危機管理課	平成26年12月9日～平成26年12月11日
長寿保険部	長寿課	平成26年12月3日～平成26年12月8日
	国保年金課	平成26年11月27日～平成26年12月2日

## 第2 監査の範囲

平成26年4月1日～平成26年10月31日までに執行した事務事業

## 第3 監査方法

各課等から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

## 第4 監査結果

### 1 財務事務

#### (1) 予算の執行状況

おおむね適正に執行されていると認められた。

#### (2) 収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

#### (3) 支出事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

#### (4) 契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

#### (5) 財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

### 2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。